

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

一 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）（抄）

（政令への委任）

第九条 この法律に定めるもののほか、建設機械の登記に関し必要な事項は、政令で定める。

二 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

（政令への委任）

第二十六条 この章に定めるもののほか、申請情報の提供の方法並びに申請情報と併せて提供することが必要な情報及びその提供の方法その他の登記申請の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

三 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第三十四条 船舶ノ登記ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

2 （略）

四 農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）（抄）

第十三条 農業用動産ノ抵当權ノ得喪及変更ハ其ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

2 （略）

3 第一項ノ登記ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（抄）

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第八十四条 法第二百七十七条（法第四十八条において適用する場合を含む。）に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものは、当該口座を自己の口座とする加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者その他内閣府令・法務省令（国債を取り扱う振替機関の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令）で定めるものとする。